

平成 26 年 3 月作成

地域で支える 健康長寿・福祉のまち かでな

高齢者福祉サービス



嘉手納町 福祉課

目 次

1 緊急通報システム事業	・ ・ ・ ・ ・	P1
2 食の自立支援事業	・ ・ ・ ・ ・	P2
3 福祉助成金支給事業（おむつ助成金）	・	P2
4 外出支援事業	・ ・ ・ ・ ・	P3
5 日常生活用具給付事業	・ ・ ・ ・ ・	P3
6 住宅改造費助成事業	・ ・ ・ ・ ・	P4
7 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	・ ・	P4
8 生きがい活動支援通所事業	・ ・ ・ ・	P5
9 軽度生活援助事業	・ ・ ・ ・ ・	P5
10 生活管理指導短期宿泊事業	・ ・ ・ ・	P6
11 夜間・休日相談事業	・ ・ ・ ・ ・	P6
12 総合相談支援事業	・ ・ ・ ・ ・	P7



1 緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者等が、持病の悪化・事故等の緊急時に迅速に対応できる緊急通報システムを設置します。

サービス内容	緊急ボタンを押すと緊急通報センターに繋がり、利用者の状況に応じて、協力員に安否確認へ向かわせ、緊急の場合は消防署へ連絡を行います。
対 象 者	身体虚弱等により生活に不安のある方で、次のいずれかに該当する方。 ① 65歳以上の高齢者のみの世帯の方 ② 障害者のみの世帯の方
利用者負担額	無料。 ただし、緊急通報システム設置後の通話・通信料、電気料は利用者の負担となります。





2 食の自立支援事業

在宅での日常生活に支障のある高齢者等に対し、配食サービスを行うことで、高齢者の安否確認及び食生活の改善を行い、自立に向けての支援を行います。

サービス内容	食事が作れない・買い物ができない等の理由により、食事の確保が難しく、見守りが必要な高齢者に対し、配食サービスを行うと同時に安否確認を行い、異常が見られる場合は、親族や役場等の関係先に連絡を行います。
対象者	食事の確保が難しく安否確認が必要な人で、次のいずれかに該当する方 ・おおむね 65 歳以上の高齢者のみの世帯の方 ・身体、精神、知的障害者のみで構成される世帯の方
配食回数	1日1回（夕食のみ）
配食日数	1週間に7日以内
利用者負担額	1食あたり 250 円



3 福祉助成金支給事業（おむつ助成金）

寝たきり又は認知症の高齢者に対し、おむつ代の一部助成として福祉助成金を支給し、高齢者や介護者の経済的負担を軽減します。

サービス内容	おむつ代の一部助成として福祉助成金を、月額1万円を1年に2回に分けて支給します。
対象者	次のすべてに該当する方 ① 65 歳以上の方 ② 在宅又は医療入院中で、6ヶ月以上おむつを使用している方 ③ 寝たきり度がB及びC又は認知症度がⅢ、Ⅳ及びMと診断された方 ④ 前年の所得が国民年金障害年金基礎年金1級相当額を超えない方。※973,100 円 平成26年3月現在
助成回数	1年に2回（8月・3月）



4 外出支援事業

一般の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者に対し、事業を実施することにより、高齢者が地域の中で引き続き生活していけるよう支援します。

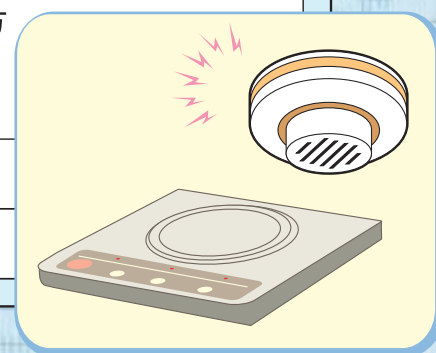
サービス内容	介護タクシー等を利用して、居宅から隣接する市町村の病院や町内の公共機関への送迎サービスを行います。 ※買い物等、その他の目的での送迎はできません。
対象者	次のすべてに該当する方 ① 65歳以上の方又は65歳未満で「要支援」または「要介護」の認定を受けている方 ② 住民税が非課税の方 ③ 寝たきり度がA、B若しくはCと診断された方又は認知症度がⅡ、Ⅲ、Ⅳ若しくはMと診断された方 ④ 一般の交通機関を利用することが困難な方
利用回数	1週間に1回程度
利用者負担額	送迎に要した費用の1割の額



5 日常生活用具給付事業

ひとり暮らしの高齢者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図れるよう援助を行います。

サービス内容	日常生活用具を持っていない方に、必要に応じて日常生活用具を給付します。 【火災警報器、電磁調理器等】
対象者	次のすべて該当する方 ① 65歳以上の高齢者のみの世帯の方 ② 生活保護者又は住民税が非課税の方 ③ 日常生活用具を持っていない方でそれらが必要と認められる方
利用回数	1世帯に、1種目につき1台
利用者負担額	無料

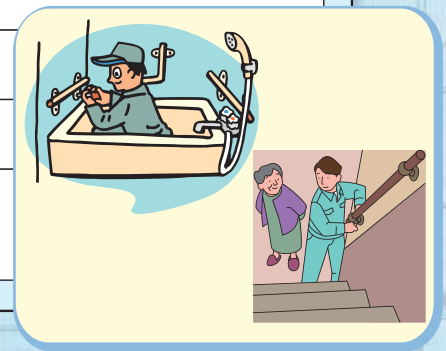




6 住宅改造費助成事業

在宅で介護を要する高齢者に対し、住宅改造に必要な費用を助成することにより、高齢者の在宅生活の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図ります。

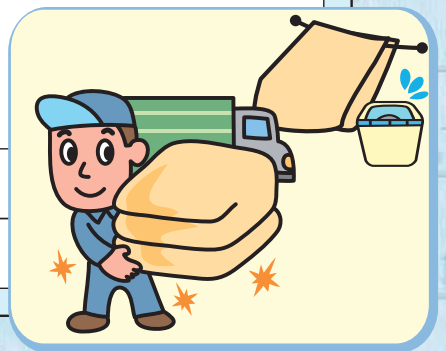
サービス内容	高齢者の在宅での生活を支援するため、住宅改造に必要な費用を助成します。 ※新設・増設、維持補修的な工事は除きます。			
対象者	①のすべてに該当する方で、②のいずれかに該当する方			
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>・65歳以上の方 ・生活保護者又は住民税が非課税の方</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>・寝たきり度がA、B又はCと診断された方 ・身体障害者手帳が1級又は2級の方</td> </tr> </table>	①	・65歳以上の方 ・生活保護者又は住民税が非課税の方	②
①	・65歳以上の方 ・生活保護者又は住民税が非課税の方			
②	・寝たきり度がA、B又はCと診断された方 ・身体障害者手帳が1級又は2級の方			
助成額	上限50万円			
利用回数	1世帯につき1回限り			
利用者負担額	・生活保護世帯・・・無料 ・非課税世帯・・・工事費の1/4の額			



7 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅での日常生活動作が困難な高齢者等に対し、寝具の洗濯、乾燥及び消毒を行うことで、清潔で快適な生活が過ごせるよう支援します。

サービス内容	寝具の洗濯、乾燥、消毒を行います。 ※寝具【敷き布団、掛け布団、毛布】
対象者	次のいずれかに該当する方
	① 老衰・傷病等の理由で 臥床している65歳以上の方 ② 身体障害のために臥床している方
利用回数	1年に2回実施する
利用者負担額	無料

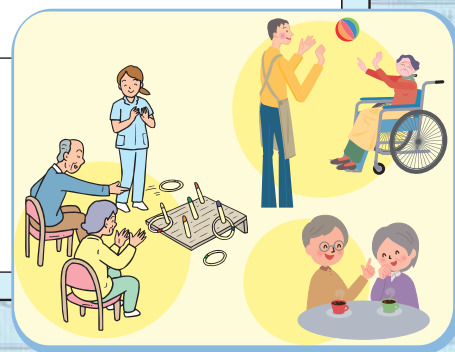




8 生きがい活動支援通所事業

自宅に閉じこもりがちな高齢者に事業を実施することで、社会的孤立感や不安を解消し、自立に向けての支援を行います。

サービス内容	デイサービスセンター等に通り、生きがい活動や日常生活動作訓練を行います。
対象者	次のすべてに該当する方 ① おおむね 65 歳以上の方 ② 「要支援」または「要介護」の認定を受けていない方
利用回数	1週間に1回程度
利用者負担額	① 食事代 ② 事業に要した費用の1割の額 (1回につき、およそ500円) ※平成 26 年 3 月現在



9 軽度生活援助事業

身体虚弱等で日常生活が困難な高齢者に事業を実施することで、健全で安全な生活ができるよう支援し、自立に向けての支援を行います。

サービス内容	ホームヘルパー等を利用者の自宅へ派遣し、調理、衣類の洗濯等、清掃、買い物等の支援を行います。
対象者	次のすべてに該当する方 ① おおむね 65 歳以上の方 ② 「要支援」または「要介護」の認定を受けていない方
利用回数	1週間に1回(1時間)程度
利用者負担額	事業に要した費用の1割の額 (1回につき、およそ280円) ※平成 26 年 3 月現在





10 生活管理指導短期宿泊事業

在宅での日常生活が困難で、緊急的に養護が必要な高齢者に事業を実施することで、高齢者の身の安全と体調の回復を図り、自立に向けての支援を行います。

サービス内容	緊急的に養護が必要な高齢者を、特別養護老人ホーム等に生活管理指導短期宿泊（ショートステイ）させ、高齢者の身の安全と体調の回復を図ります。
対象者	次のすべてに該当する方 ① おおむね 65 歳以上の方 ② 「要支援」または「要介護」の認定を受けていない方
利用期間	原則として7日以内
利用者負担額	① 食事代 ② 事業に要した費用の1割の額（1日あたり、およそ520円） ※平成 26 年 3 月現在



11 夜間・休日相談事業

高齢者に関する様々な相談に対し、24 時間体制で対応することができるように相談窓口を設置し、高齢者又はその家族の相談支援を行います。

サービス内容	夜間や休日など、役場が開庁していないときに、高齢者に関する様々な相談をお受けします。
対象者	高齢者又はそのご家族等
お問い合わせ	■ 夜間（午後 5：15 以降）・土、日、祝祭日 特別養護老人ホーム 比謝川の里 098-957-3000 ■ 平日（午前 8：30～午後 5：15） 嘉手納町地域包括支援センター 098-956-0849





12 総合相談支援事業

高齢者に関する様々な相談に対し、その内容に応じて適切なサービスや制度を紹介し、高齢者が住みなれた地域で安心した生活が続けられるよう支援します。

サービス内容	高齢者に関する様々な相談をお受けします。専門的な知識を持った保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等が相談の内容に応じて適切なサービスや制度を紹介します。
対象者	高齢者又はそのご家族等
お問い合わせ	嘉手納町地域包括支援センター：098-956-0849

介護や健康のこと



いつまでも元気で畑仕事がしたいなあ。

最近足腰が弱ってきて心配…

高齢者みなさまの
元気づくりをサポートします

介護や支援を必要としている方(要支援1,2の方)

→介護予防ケアプランを作成します

介護が必要になる恐れのある方(2次予防高齢者)

→元気づくりのためのデイサービスや教室を利用し、自立した生活が送れるよう支援します。

さまざまな相談



うちのおばあさん物忘れが多くなってきたけど…

隣の一人暮らしのおばあちゃんが気になるわ。



悪質な訪問販売の被害にあったけど誰にも言えない。

最近物忘れが多くて一人暮らしなのでお金の管理が心配

認知症の相談

→相談に応じて医療機関や介護サービスなど適切な機関を紹介させていただき、その後も続けて支援します。

地域の方の心配

→地域の方や民生委員、ケアマネージャーなどと協力して生活に不安のある方を支援します。

金銭管理の相談

→成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の情報提供や利用のための支援を行います。

※町長による成年後見制度審判申立て手続や成年後見制度利用支援事業などあります。

虐待の相談

→事実を確認し、高齢者の保護や介護者の支援などを行います。

《お問い合わせ》 〒904-0293 嘉手納町字嘉手納588番地 嘉手納町役場

・福祉課 社会福祉係

☎098-956-1111 (内線128)

・福祉課 地域包括支援係

☎098-956-0849